

参考資料 2-3

令和5年4月17日  
鳥取県西部広域行政管理組合議会  
全員協議会  
ごみ処理施設整備課

# 一般廃棄物処理施設候補地評価基準

令和5年3月

鳥取県西部広域行政管理組合  
一般廃棄物処理施設用地選定委員会

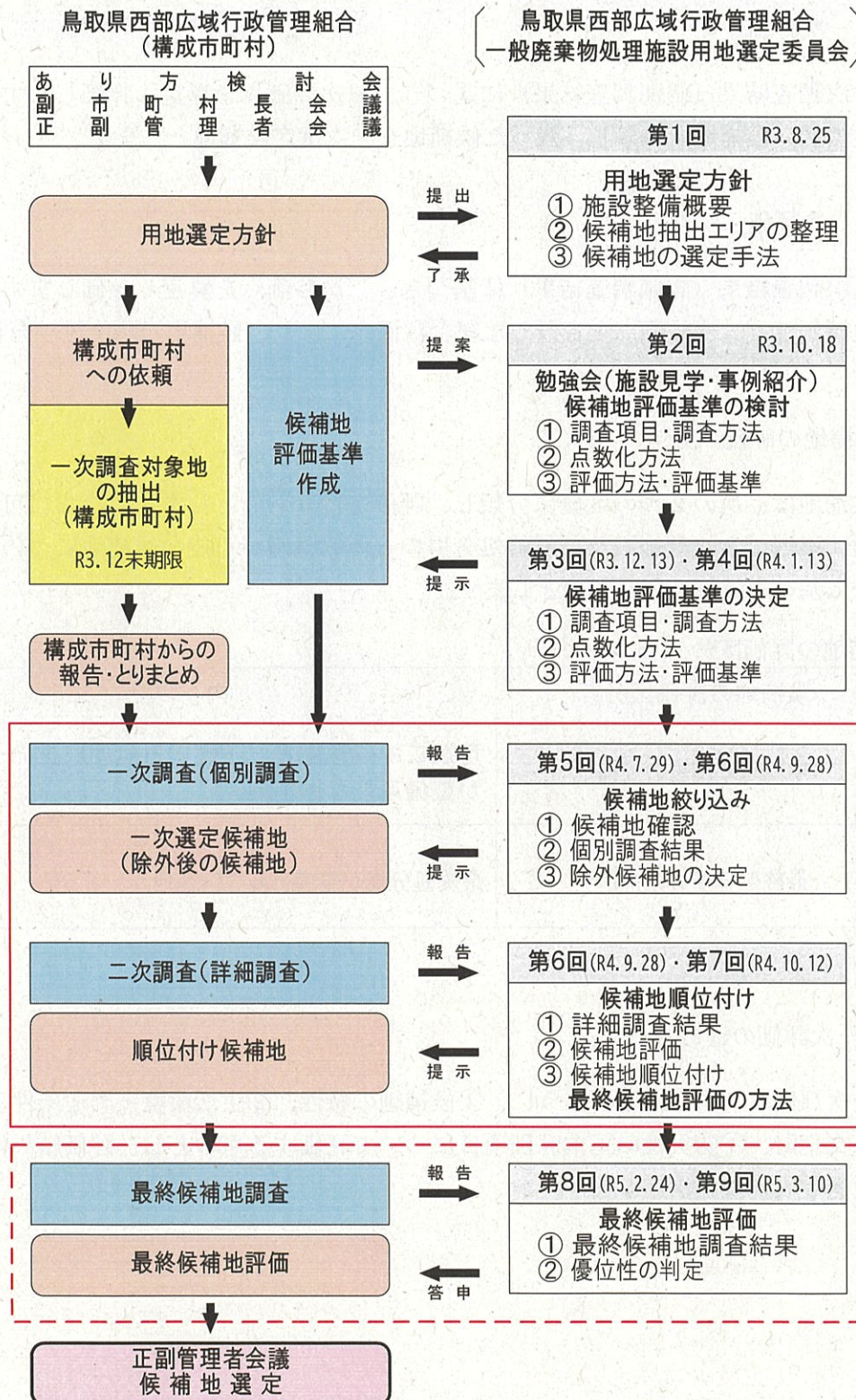
— 目 次 —

1	評価基準の適用範囲	1
2	評価の進め方	2
	(1) 一次評価	2
	(2) 二次評価	2
2-1	候補地の評価区分	2
2-2	一次評価の進め方	2
	(1) 評価項目	3
	(2) 評価項目の点数化方法	4
	(3) 一次評価点	4
	(4) 一次選定候補地	4
2-3	二次評価の進め方	5
	(1) 評価項目	5
	(2) 評価項目の点数化方法	6
	(3) 二次評価点	6
	(4) 総合評価点と順位付け	6
3	最終候補地評価	7
	(1) 最終候補地調査	7
	(2) 埋蔵文化財調査の必要可能性と想定される調査期間	7
	(3) 優位性の判定	8
◆別表 1	一次評価・二次評価配点表	9
◆別表 2 (1)	一次評価における基本評価項目別評価基準①	10
◆別表 2 (2)	一次評価における基本評価項目別評価基準②	11
◆別表 3	二次評価における基本評価項目別評価基準	12

# 1 評価基準の適用範囲

本評価基準は、「一般廃棄物処理施設用地選定方針」に示される次の用地選定フローのうち、一次調査（個別調査）、二次調査（詳細調査）及び最終候補地調査の結果に基づく評価基準について適用するものとします。

## ◆用地選定フロー





## 2 評価の進め方

候補地の評価は、①候補地の特性、②生活環境・周辺条件、③自然環境・文化財、④防災性、⑤事業実効性 及び⑥経済性の各項目を「基本評価項目」として設定し、市町村から報告のあった「一次調査対象地」に対し、次に掲げる一次評価、二次評価により行うものとします。

### (1) 一次評価

一次調査結果（個別調査結果）に基づき、一次評価点を算定し評価します。この結果、適性の低い候補地を除外し、残った候補地を一次選定候補地とします。

### (2) 二次評価

二次調査結果（詳細調査結果）に基づき、二次評価点を算定し評価します。この結果、一次評価点と二次評価点を合計した総合評価点により、候補地の順位付けを行います。

### 2-1 候補地の評価区分

候補地は、次の2つの区分に分類し、評価を行うものとします。なお、可燃ごみ処理施設、不燃ごみ処理施設及び最終処分場の一体的整備が可能な候補地についても、次の区分に基づき評価を行うものとします。

#### ◆候補地の評価区分

候補地の評価区分		内 容
1	中間処理施設の候補地	可燃ごみ処理施設と不燃ごみ処理施設の一体施設が整備可能な候補地
2	最終処分場の候補地	最終処分場が整備可能な候補地

### 2-2 一次評価の進め方

一次評価は、次表に示すように、①候補地の特性、②生活環境・周辺条件、③自然環境・文化財、④防災性の基本評価項目について評価するものとし、評価結果に基づき、一次選定候補地を決定します。

(1) 評価項目

一次評価項目は、基本評価項目①から④に掲げる 14 区分、32 の評価項目とします。

◆一次評価項目

基本評価項目	評価区分	評価項目	評価項目配点	
一次評価	① 候補地の特性	㉞ 土地条件	㉞ 土地の高低差(m)	5
			㉞ 敷地の形状	5
		㉞ 地質条件	㉞ 地盤	5
		㉞ 気象条件	㉞ 積雪寒冷特別地域	5
		㉞ 土地利用規制	㉞ 都市地域	5
			㉞ 農業地域	5
			㉞ 森林地域	5
	4区分	評価項目数 7	35	
	② 生活環境・周辺条件	㉞ 周辺道路の状況	㉞ 歩道有無	5
			㉞ 通学有無	5
			㉞ 混雑度	5
		㉞ 周辺土地利用	㉞ 住宅群(集落)までの距離(m)	5
			㉞ 病院までの距離(m)	5
			㉞ 学校までの距離(m)	5
		㉞ 放流先の条件	㉞ 漁業権の有無	5
			㉞ 利水の有無	5
			㉞ 公共下水道の有無	5
	3区分	評価項目数 9	45	
	③ 自然環境・文化財	㉞ 貴重種の生息環境	㉞ 鳥獣保護区	5
			㉞ 特定希少野生動植物の有無	5
		㉞ 自然環境規制	㉞ 自然保全地域	5
		㉞ 史跡・文化財	㉞ 史跡・名勝・天然記念物の有無	5
			㉞ 埋蔵文化財の有無	5
		㉞ 景観	㉞ 景観形成重点区域	5
		4区分	評価項目数 6	30
	④ 防災性	㉞ 土砂災害	㉞ 土砂災害防止法の区域	5
			㉞ 地すべり防止区域	5
			㉞ 砂防指定地	5
			㉞ 急傾斜地崩壊危険区域	5
			㉞ 山地災害危険地区	5
		㉞ 水害	㉞ 洪水浸水想定区域	5
			㉞ 津波災害警戒区域	5
㉞ 地震災害		㉞ 地すべり地形	5	
		㉞ 地盤係数	5	
		㉞ 既知断層からの距離(m)	5	
3区分	評価項目数 10	50		
一次評価点	14区分	合計評価項目数 32	160	

## (2) 評価項目の点数化方法

基本評価項目①から④の評価項目について、一次調査結果に基づき、次に示す方法で算出するものとします。

なお、評価基準等の詳細については、別表2(1)及び別表2(2)に掲げるとおりとします。

### ◆評価項目の点数化方法

3段階で評価	5点、3点、1点
2段階で評価	5点、1点

## (3) 一次評価点

上記(2)で算出した評価項目の得点の合計を一次評価点とします。

## (4) 一次選定候補地

一次評価の結果、一次評価点が80点(満点の50%)以上の候補地を一次選定候補地とします。

## 2-3 二次評価の進め方

二次評価は、基本評価項目の⑤事業実効性 及び ⑥経済性の項目について、65 点満点で評価するものとします。

評価の結果、二次評価点に一次評価点を加えた総合評価点（225 満点）により、「2-1 候補地の評価区分」の項に示す「中間処理施設の候補地」及び「最終処分場の候補地」ごとに順位付けを行います。

### (1) 評価項目

二次評価項目は、基本評価項目⑤及び⑥に掲げる 4 区分、6 の評価項目とします。

#### ◆二次評価項目

基本評価項目		評価区分	評価項目	評価項目配点	
二次評価	⑤ 事業実効性	㉑ 用地取得	㉒ 土地の取得性	5	
			㉓ 地権者数	5	
			㉔ 抵当権等の設定、未登記地の状況	5	
		㉕ 物件移転	㉖ 支障物の有無	5	
		㉗ 建設期間	㉘ 施設整備スケジュール	5	
			3区分	評価項目数 5	25
	⑥ 経済性	㉙ 経済性	㉚ インフラ整備費、施設整備費、運搬費	40	
		1区分		評価項目数 1	40
二次評価点		4区分	合計評価項目数 6	65	



## (2) 評価項目の点数化方法

基本評価項目⑤及び基本評価項目⑥の評価項目については、二次調査結果に基づき、次に示す方法でそれぞれ算出します。

なお、評価基準等の詳細については、別表3に掲げるとおりとします。

### ◆基本評価項目⑤の点数化方法

3段階で評価	5点、3点、1点
2段階で評価	5点、1点

### ◆基本評価項目⑥の点数化方法

評価項目の得点 = 配点(40点) × $\frac{\text{最低事業費}}{\text{対象事業費}}$
---

※ 小数点が生じた場合は、小数点以下第2位を四捨五入し、小数点以下第1位までを得点とする。

## (3) 二次評価点

上記(2)で算出した評価項目の得点の合計を二次評価点とします。

## (4) 総合評価点と順位付け

一次評価点(160点満点)と二次評価点(65点満点)を合計した総合評価点(225点満点)により、「2-1 候補地の評価区分」の項に示す区分(中間処理施設の候補地及び最終処分場の候補地)ごとに順位付けを行います。



### 3 最終候補地評価

最終候補地評価の対象は、次の対象候補地とします。

対象候補地	対象候補地の基準
中間処理施設の候補地	一次評価点と二次評価点を合計した総合評価点の順位が1位及び2位となった候補地。
最終処分場の候補地	上記中間処理施設の調査対象地において、1位及び2位の順位となった最終処分場の候補地。

※ ただし、施設配置案と追加した施設配置案の敷地が重複する場合は一つの施設配置案とする。

#### (1) 最終候補地調査

##### ①調査の目的

中間処理施設と最終処分場の最終候補地調査の対象となる候補地が、それぞれ複数となるため、施設整備の実施に当たり影響を及ぼすことが想定される要因等を事前に把握し、その対策を講じることに加え、施設の特性に応じた調査を実施し、候補地としての優位性を判定するものとします。

##### ②調査の内容

最終候補地調査は、次の調査項目とします。

調査項目	調査内容
1 候補地確認調査	貴重種の生息の可能性があるとの情報があるものについては、生物調査を行う。
2 環境影響予測等予備調査	(1)大気汚染・悪臭 風向風速の現地調査並びに当該調査の結果と既往データを用いて大気拡散モデルを作成する。 (2)騒音・振動 地域の基準値、先進事例を含めて公害防止基準値を仮定し、距離減衰式を用いて至近民家の地点での騒音、振動レベルを予測する。 (3)水質 想定される放流先（公共水域）の水質を調査し、国の示す環境基準との比較を行い、必要な保全対策を作成する。 (4)景観 想定される幹線道路などからの景観の変化について、簡易的なフォトモンタージュを用いて予測する。
3 施設の特性に応じた現地調査	(1)交通量調査 既往データ等に基づき、幹線道路の交通量を調査する。 (2)河川流量調査 調査地下流河川の水量・水質を調査する。（現地試料採取） (3)地下水調査 観測井を設置し、調査地下流の地下水の流向を把握する。 (4)井戸の設置状況に関する調査 調査地周辺の井戸の有無について把握する。

#### (2) 埋蔵文化財調査の必要可能性と想定される調査期間

##### ①調査の目的

最終候補地調査の対象となる候補地で、近隣に埋蔵文化財の存在が確認されている場合については、埋蔵文化財調査の必要可能性と想定される調査期間を明らかにするものとします。

## ②調査の内容

埋蔵文化財調査の区域が、現状では未定であるため、近隣に埋蔵文化財の存在が確認されている最終候補地調査の対象となる候補地において、想定する開発面積の全区域を調査する必要があると仮定し、これまで行われた埋蔵文化財調査の実績から必要となる調査期間を想定するものとします。

## (3) 優位性の判定

最終候補地調査等の結果に基づき、中間処理施設及び最終処分場の候補地としての優位性を判定するものとします。

◆別表1 一次評価・二次評価配点表

基本評価項目	評価区分	評価項目	評価項目配点	
一次評価	① 候補地の特性	㉓ 土地条件	㉔ 土地の高低差(m)	5
			㉕ 敷地の形状	5
		㉖ 地質条件	㉔ 地盤	5
		㉗ 気象条件	㉔ 積雪寒冷特別地域	5
		㉘ 土地利用規制	㉔ 都市地域	5
			㉕ 農業地域	5
			㉖ 森林地域	5
	4区分	評価項目数 7	35	
	② 生活環境・周辺条件	㉓ 周辺道路の状況	㉔ 歩道有無	5
			㉕ 通学有無	5
			㉖ 混雑度	5
		㉗ 周辺土地利用	㉔ 住宅群(集落)までの距離(m)	5
			㉕ 病院までの距離(m)	5
			㉖ 学校までの距離(m)	5
		㉘ 放流先の条件	㉔ 漁業権の有無	5
			㉕ 利水の有無	5
			㉖ 公共下水道の有無	5
	3区分	評価項目数 9	45	
	③ 自然環境・文化財	㉓ 貴重種の生息環境	㉔ 鳥獣保護区	5
			㉕ 特定希少野生動植物の有無	5
		㉖ 自然環境規制	㉔ 自然保全地域	5
		㉗ 史跡・文化財	㉔ 史跡・名勝・天然記念物の有無	5
			㉕ 埋蔵文化財の有無	5
		㉘ 景観	㉔ 景観形成重点区域	5
	4区分	評価項目数 6	30	
	④ 防災性	㉓ 土砂災害	㉔ 土砂災害防止法の区域	5
			㉕ 地すべり防止区域	5
			㉖ 砂防指定地	5
			㉗ 急傾斜地崩壊危険区域	5
			㉘ 山地災害危険地区	5
		㉗ 水害	㉔ 洪水浸水想定区域	5
			㉕ 津波災害警戒区域	5
㉘ 地震災害		㉔ 地すべり地形	5	
		㉕ 地盤係数	5	
		㉖ 既知断層からの距離(m)	5	
3区分		評価項目数 10	50	
一次評価点		14区分	合計評価項目数 32	160
二次評価		⑤ 事業実効性	㉓ 用地取得	㉔ 土地の取得性
	㉕ 地権者数			5
	㉖ 抵当権等の設定、未登記地の状況			5
	㉗ 物件移転		㉔ 支障物の有無	5
	㉘ 建設期間	㉔ 施設整備スケジュール	5	
	3区分	評価項目数 5	25	
⑥ 経済性	㉓ 経済性	㉔ インフラ整備費、施設整備費、運搬費	40	
	1区分	評価項目数 1	40	
二次評価点	4区分	合計評価項目数 6	65	
総合評価点	18区分	総合評価項目数 38	225	



◆別表2(1) 一次評価における基本評価項目別評価基準①

基本評価項目	評価区分	評価項目	設定理由	評価項目 配点	評価基準	
① 候補地の特性	㉔ 土地条件	㉔ 土地の高低差(m)	1 候補地内の高低差を考慮し、土地の造成、活用のしやすさを図るため設定。	5点	5 : ほぼ平坦(高低差10m未満) 3 : 緩やかな傾斜地(高低差10m以上20m未満) 1 : 急峻な傾斜地(高低差20m以上)	
		㉔ 敷地の形状	1 敷地形状により、施設、導線等、効果的な配置が左右されるため設定。	5点	5 : 整形地であり、有効面積が確保できる。 3 : 不整形地であるが、有効面積の確保は可能 1 : 不整形地であり、有効面積の確保は困難	
	㉕ 地質条件	㉕ 地盤	1 地盤が堅牢で液状化の危険性が小さい場所は、施設の安全性確保において有効であるため設定。	5点	5 : 基礎地盤(地盤支持力の確保が可能) 3 : 軟弱地盤 1 : 軟弱地盤(液状化懸念大)	
	㉖ 気象条件	㉖ 積雪寒冷特別地域	1 ごみの搬入等において、道路状況(積雪の大小等)は影響するため設定。	5点	5 : 積雪寒冷特別地域の指定なし 1 : 積雪寒冷特別地域の指定あり	
	㉗ 土地利用 規制	㉗ 都市地域	1 廃棄物処理施設は、工業系の用途への配置が有効であることから設定。	5点	5 : 工業系用途 3 : 都市計画区域外 1 : 市街化調整区域	
		㉗ 農業地域	1 農地の保全、農業者への配慮が必要であることから設定。	5点	5 : 指定されていない。 3 : 農業振興地域(農用地外)に該当している。 1 : 農業振興地域(農用地)に該当している。	
		㉗ 森林地域	1 森林保全、災害防止への配慮が必要であることから設定。	5点	5 : 地域森林計画対象民有林及び保安林に指定されていない。 3 : 地域森林計画対象民有林に指定されている(保安林の指定なし。) 1 : 保安林に指定されている。	
	配点等	4区分	評価項目数 7		計35点	
	② 生活環境・周辺条件	㉘ 周辺道路 の状況	㉘ 歩道有無	1 ごみの搬入・搬出において、交通安全等への配慮は不可欠であるため設定。	5点	5 : 歩道がある。 1 : 歩道がない。
			㉘ 通学有無	歩道有⇒歩行者への影響が小さい 通学有⇒搬入時間等に配慮が必要 混雑度⇒1を超えると配慮が必要	5点	5 : 通学路となっていない。 1 : 通学路となっている。
㉘ 混雑度				5点	5 : 1未満 3 : 1以上～1.5未満 1 : 1.5以上	
㉙ 周辺土地 利用		㉙ 住宅群(集落)までの距離(m)	1 住宅群(集落)、病院、学校に対し、一定程度の距離があることが、住民への配慮として適切であるため設定。	5点	5 : 500m以上 3 : 300m以上～500m未満 1 : 300m未満	
		㉙ 病院までの距離(m)		5点	5 : 500m以上 3 : 300m以上～500m未満 1 : 300m未満	
		㉙ 学校までの距離(m)		5点	5 : 500m以上 3 : 300m以上～500m未満 1 : 300m未満	
㉚ 放流先の 条件		㉚ 漁業権の有無	1 河川等への雨水、排水等の放流において、利水、水域利用に配慮することが必要であることから設定。	5点	5 : 設定されていない。 1 : 設定されている。	
		㉚ 利水の有無		5点	5 : 利水はない。 1 : 利水がある。	
		㉚ 公共下水道の有無	1 生活排水、処理水等を衛生的、効率的、経済的に処理する必要があるため設定。	5点	5 : 接続可能な施設がある。 1 : 接続可能な施設はない。	
配点等		3区分	評価項目数 9		計45点	

◆別表2(2) 一次評価における基本評価項目別評価基準②

基本評価項目	評価区分	評価項目	設定理由	評価項目 配点	評価基準
③ 自然環境・文化財	④ 貴重種の 生息環境	⑦ 鳥獣保護区	1 貴重種等の生息・生育地は保護することが求められることから設定。	5点	5 : 指定されていない。 3 : 指定されていないが隣接している。 1 : 指定されている。
		⑧ 特定希少野生動物の有無	1 希少野生動物は保護することが求められることから設定。	5点	5 : 生息・生育していない。 3 : 生息・生育する可能性がある。 1 : 生息・生育している。
	④ 自然環境 規制	⑦ 自然保全地域	1 自然環境の保全への配慮が必要であることから設定。	5点	5 : 指定されていない。 3 : 指定されていないが隣接している。 1 : 指定されている。
		④ 史跡・ 文化財	⑦ 史跡・名勝・天然記念物の有無	1 史跡・名勝・天然記念物の移設は困難であるため設定	5点
	⑧ 埋蔵文化財の有無		1 埋蔵文化財包蔵地内での開発行為は、保全等の対応が求められるため設定	5点	5 : 埋蔵文化財包蔵地ではない。 3 : 敷地の一部が埋蔵文化財包蔵地である。 1 : 敷地の大部分が埋蔵文化財包蔵地である。
④ 景観	⑦ 景観形成重点区域	1 豊かな生活環境の維持のため、配慮する必要があることから設定。	5点	5 : 指定されていない。 3 : 指定されていないが隣接している。 1 : 指定されている。	
配点等	4区分	評価項目数 6		計30点	
④ 防災性	④ 土砂災害	⑦ 土砂災害防止法指定地	1 災害に関連する指定地域は、防災対策の充実が求められることから設定。	5点	5 : 指定されていない。 3 : 土砂災害警戒区域に該当している。 1 : 土砂災害特別警戒区域に該当している。
			2 指定地内での開発については、許認可手続きが必要である。		
		⑧ 地すべり防止区域	3 山地災害危険地区は、法律による指定ではないが、防災上配慮が必要である。	5点	5 : 指定されていない。 3 : 指定されていないが隣接している。 1 : 指定されている。
		⑧ 砂防指定地	4 指定地の場合、災害時においては、住民の避難場所としての適性に劣る。	5点	5 : 指定されていない。 3 : 指定されていないが隣接している。 1 : 指定されている。
			5 指定地であっても、対策等を講じることにより、開発行為の許可を得た場合は、施設整備が可能となる。		
	⑧ 急傾斜地崩壊危険区域	⑧ 山地災害危険地区	5 指定地であっても、対策等を講じることにより、開発行為の許可を得た場合は、施設整備が可能となる。	5点	5 : 指定されていない。 3 : 指定されていないが隣接している。 1 : 指定されている。
	④ 水害	⑦ 洪水浸水想定区域	1 洪水や津波については、施設での浸水対策が不可欠となる。	5点	5 : 想定区域外 3 : 浸水深0.5m未満 1 : 浸水深0.5m以上
			2 指定地の場合、防災対策の充実が求められるが、災害時の住民の避難場所としての適性に劣る。		
	④ 地震災害	⑦ 地すべり地形	1 地震発生時の影響の大小に関係するものであることから設定。	5点	5 : 地すべり地形でない。 3 : 地すべり地形ではないが、隣接している。 1 : 地すべり地形である。
2 地すべり地形であっても、対策を講じることにより施設整備は可能となる。					
⑧ 地盤係数		3 地盤が緩いと震源から離れた場所においても大きな揺れになる。	5点	5 : 1未満 3 : 1以上～2未満 1 : 2以上	
		4 断層のずれによる施設への直接の影響を考慮する。			
⑧ 既知断層からの距離(m)	5 断層は付近(200m以内)に存在しない。 1 断層が付近(200m以内)に存在する。	5点	5 : 断層は付近(200m以内)に存在しない。 1 : 断層が付近(200m以内)に存在する。		
配点等	3区分	評価項目数 10		計50点	
一次評価計	14区分	評価項目数計 32		計160点	

◆別表3 二次評価における基本評価項目別評価基準

基本評価項目	評価区分	評価項目	設定理由	評価項目 配点	評価基準
⑤ 事業実効性	㊸ 用地取得	㊶ 土地の取得性	1 用地取得を効率的に行うことが、事業の円滑な推進に欠かせないことから設定	5点	5 : 全て構成市町村の公有地である。 3 : 全てが公有地(市町村・国・県所有)である。 1 : 全部又は一部が民有地である。
		㊶ 地権者数	1 地権者が多いことや、抵当権等の設定地、未登記地(未相続、未登記等)がある場合は、用地取得の困難性が高くなることから設定。	5点	5 : 10人未満 3 : 10~50人 1 : 50人以上
		㊶ 抵当権等の設定、未登記地の状況		5点	5 : 抵当権等の設定地及び未登記地はない。 3 : 抵当権等の設定地又は未登記地がある。 1 : 抵当権等の設定地及び未登記地がある。
	㊸ 物件移転	㊶ 支障物の有無	1 移設、付け替えをせざるを得ない送電鉄塔や水路等の支障物が存在する土地は、事業推進に影響があるため設定。	5点	5 : 支障物は存在しない。 3 : 支障物が存在するが移転・撤去は可能 1 : 支障物が存在し移転・撤去は困難
	㊸ 建設期間	㊶ 施設整備スケジュール	1 敷地造成等の土工数量が多いと工期が長くなることから設定。	5点	5 : 想定工期は計画期間内に収まる。 1 : 想定工期は計画期間内に収まらない。
配点等	3区分	評価項目数 5		計25点	
⑥ 経済性	㊸ 経済性	㊶ インフラ整備費・施設整備費・運搬費	<p>1 インフラ整備費、施設整備費、運搬費(20年間)については、施設の立地場所によって大きく変動する。候補地選定にあたっては、費用の削減が可能な立地が適当であるため設定。</p> <p>(算出する費用) 次の各費用の合計事業費を算出する。</p> <p>○インフラ整備費 【中間処理施設・最終処分場】 搬入道路新設(改良)費、水道敷設費、電気敷設費</p> <p>○施設整備費 【中間処理施設】 敷地造成費 【最終処分場】 処分場及び浸出水処理施設整備費</p> <p>○運搬費(20年間) 【中間処理施設】 市町村からの収集運搬費 【最終処分場】 中間処理施設からの埋立物運搬費</p> <p>※ 【中間処理施設】、【最終処分場】それぞれについて算出する。</p>	40点	【中間処理施設】  得点 = 配点40点 × $\frac{\text{最低事業費}}{\text{対象事業費}}$
				40点	【最終処分場】  得点 = 配点40点 × $\frac{\text{最低事業費}}{\text{対象事業費}}$
配点等	1区分	評価項目数 1		計40点	
二次評価計	4区分	評価項目数計 6		計65点	